

## 水道料金漏水減免の見直しについて【概要】

給水装置からの漏水で、地下・床下・壁中・その他発見が困難な箇所などからの漏水で、水道料金の減免要件に該当する場合の減免額算定方法等について見直しを行う。

### 1. 漏水時における水道料金の減免に関わる規程

飯山市水道条例（第37条） 飯山市水道条例施行規程（第17条）  
飯山市水道料金減額取扱要領…今回改定

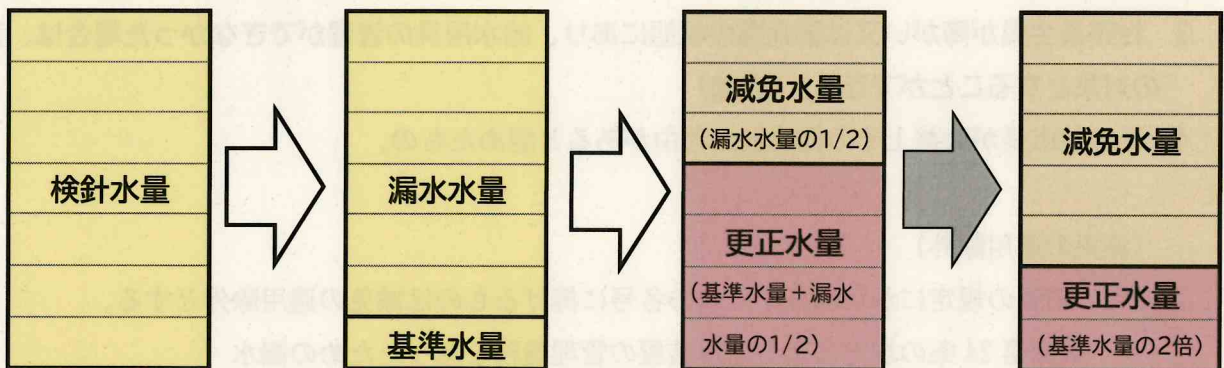
### 2. 更正水量（減免後の水道料金を算定するための水量）の見直し

- ・基準水量+漏水水量の2分の1 [改定なし]
- ・更正水量の上限 [改定]

改定前	改定後
75歳以上の世帯は、基準水量の2倍を上限とする	基準水量の2倍を上限とする ※年齢要件の廃止

基準水量：通常使用していると思われる水量（前年同期または前3期平均使用水量）  
漏水水量：検針時使用水量－基準水量

#### <更正水量のイメージ図>



### 3. 減免要件の追加

- ・世帯員全員が障がい又は要介護の状態にあり、給水用具の管理ができなかった場合は、減免の対象とすることができる

### 4. 施行期日 令和6年1月1日

《参考》 県下20団体の調査結果（18市、1企業団及び1企業局）

◇減免認定率（地下漏水等）

	全量減免	2/3減免	1/2減免	4/10減免	その他(通増型等)
団体数	1	1	15	1	2

◇上限設定の状況（地下漏水等）

	基準水量まで	1.5倍まで	2倍まで	3倍まで	なし(通増型等)
団体数	1	2	11	4	2

【改定後】飯山市水道料金減額取扱要領 ※減免要件等の抜粋

(減免の要件)

第3条 減免を受けるための要件は、次の各号及び第2項から第4項までに掲げるものとする。

- (1) 給水装置からの漏水であること（受水槽及び受水槽先の流末装置は除く）
  - (2) 地下、床下、壁中、その他発見が困難な箇所からの漏水又は市が設置した量水器からの漏水
  - (3) 通常は地表等で発見でき得るものであっても、積雪のため発見できなかった漏水
  - (4) 過去1年に同一箇所において漏水減免を受けていないこと
  - (5) 市指定給水装置工事事業者による漏水の原因となった箇所の修理（以下「漏水修理」という。）が完了していること
  - (6) 漏水修理完了日が漏水発見後2か月以内であること（市又は市指定給水装置工事事業者の都合により漏水修理が遅延した場合を除く）
  - (7) 申請日が漏水修理の終了後3か月以内であること
  - (8) 納入期限を過ぎて未納となっている水道料金がないこと
- 2 単身世帯で急な入院等により、自宅を離れている間に発生した漏水については、状況によって減免の対象とすることができる。
- 3 **世帯員全員が障がい又は要介護の状態にあり、給水用具の管理ができなかった場合は、減免の対象とすることができる。（追加）**
- 4 その他市長が公益上その他特別の理由があると認めたもの。

(減免の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは減免の適用除外とする。

- (1) 条例第24条の規定による給水装置の管理義務を怠ったための漏水
- (2) 蛇口の閉め忘れなど使用者の不注意による場合
- (3) 蛇口、水洗トイレ、給湯器等の給水用具の故障が原因で、漏水箇所が可視できるもの
- (4) ホース等容易に取り外し可能な状態で接続された用具の漏水
- (5) 受水槽及び受水槽先からの漏水
- (6) 故意又は重過失と認められるもの
- (7) 不正工事に起因するもの
- (8) 用途区分が臨時用のもの
- (9) 減免する水道料金が基本料金を超えないもの